

## 四日市市立富田小学校 交通安全保護者の会会則

### 第1条（名称及び事務所）

この会は「富田小学校交通安全保護者の会」と称し、事務所を富田小学校内に置く。

### 第2条（目的）

交通事故をなくし、明るい社会をめざし、会員相互の交通意識の高揚をはかるとともに、校区における通学路の安全確保と児童の交通事故の防止を図り、将来の立派な交通社会人の育成を目的とする。

### 第3条（会員）

この会は、富田小学校の保護者をもって組織する。

### 第4条（事業）

この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童の登校時における通学路の交通安全指導
- (2) 家庭、地域における児童の交通安全意識の高揚
- (3) 交通安全に関する研修会、講習会、映画会等の開催
- (4) 地域の交通安全関係団体との連携
- (5) その他当会の目的達成に必要な事業

### 第5条（管理）

交通安全指導に関しては万全を期するが、事故のあるときの最終責任者は受益者とする。

### 第6条（役員）

この会は、地区委員部に属し、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 3名 （地区委員部副代表より選出）  
書記・会計 （本部役員が兼務）
- (2) 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- (3) 会長は、会務を総括し、副会長はこれを補佐する。

### 第7条（会議）

本会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

### 第8条（経費）

この会の経費はPTA会費の地区委員部費を充てる。

### 第9条（会則改正）

この会の会則の改正は、出席会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

- 附則
1. この会則を一部改正し、平成15年4月25日より実施する。
  2. この会則を一部改正し、平成17年4月18日より実施する。